

弘前市議会基本条例素案に対するパブリックコメントの意見及び回答

募集期間：平成26年12月22日～平成27年1月13日

応募件数：18件

番号	応募方法	募集要件	条文	意見	回答
1	持参	市内に住所がある人	第3条第6号	議員は自らの議会活動について本会議終了の都度議会報告会等を通じ、市民に対する説明責任を果たすものとする。	条例素案に反映いたしかねます。 理由：本条は、議員の活動原則を定めたものであり、議会報告会等の頻度については議員個人の考え方を尊重することにいたします。
2	持参	市内に住所がある人	第3条第7号	市民が議員に対し議員の業務又は活動等に対する質問書に対しては質問を受けた本人が口頭でなく文書で回答すること。	条例素案に反映いたしかねます。 理由：同条第6号は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとするものと規定しており、方策は議員の考えを尊重するといたします。
3	アイデアポストへ投函	市内に住所がある人	第4条	「積極的に」→「全面的に」	条例素案に反映いたしかねます。 理由：議会活動に関する情報であっても、弘前市情報公開条例に規定する不開示情報に該当するなど、公開できないものが想定されるため、「全面的に」とは表現できないものであります。
4	Eメール	市内に住所がある人	第4条第1項	「議会は、議会活動に関する情報を、市民に対し積極的に公開し、説明責任を十分に果たさなければならない。」の後に、「そのため、少なくとも年4回の定例会後に市民を対象にした議会が主催する議会報告会の開催をしなければならない。」など議会主催による議会報告会開催を義務付ける内容を加えること。	ご意見として承ります。 理由：議会が主催する議会報告会については、今後の検討課題とさせていただきます。
5	Eメール	市内に住所がある人	第4条第2項	「本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会並びに特別委員会（以下「委員会」という。）及び議員全員協議会は、原則として公開しなければならない。」としているが、議会における会議は市民生活に密接に関連するものであることから、前記会議のみならず、議会において開催される会議についてはすべからず公開を原則とし、それら会議の会議記録については市民が気軽に縦覧できるようインターネット上にも公開すべきである。 また、これら会議録の作成、公開については、定例会・臨時会を問わず、終了後、速やかにおこなうことを義務付けるべきである。	ご意見として承ります。 理由：地方自治法第115条では、本会議は公開が原則としておりますが、委員会は弘前市議会委員会条例第19条で委員長の許可事項となっております。本条例では常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び議員全員協議会を原則として公開することを定めたものであり、その他の会議の公開については、今後の検討課題とさせていただきます。 また、本会議の記録については、情報公開コーナー等や議会のホームページにおいて次定例会の初日までに公開しておりますが、委員会等の記録の公開については、今後の検討課題とさせていただきます。 さらに、会議録の調製については、期限を定めるものはなく、会議終了後、速やかに調製しておりますのでご理解いただきたいと思います。
6	持参	市内に住所がある人	第4条第5項	請願書を提出する場合、議員の紹介は不要とする。	条例素案に反映いたしかねます。 理由：地方自治法第124条では、「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」と規定されており、法律に反するものと考えております。

番号	応募方法	募集要件	条文	意見	回答
7	アイデアポストへ投函	市内に住所がある人	第6条	「議会の閉会後に、全ての議員は、全ての弘前市民に全面公開告知して議会報告会・意見交換会を全面公開で実施しなければならない。」「議会全体をランダムに人数を分けるか、会派毎の合同の議会報告会・意見交換会も同様な形式で実施しなければならない。」	条例素案に反映いたしかねます。 理由：議会はこれまで以上に各種団体等との意見交換の場を設け、議員もこれまで以上に議会報告会を開催し、各種団体等及び市民の関心や意見を直接お聞きしながら、議員の政策立案能力を高め、政策提案拡大に努めることを規定しています。効果ある議会としての報告会のあり方については今後検討していくものであります。
8	アイデアポストへ投函	市内に住所がある人	第6条	誠実に議会報告会をしている議員はどれくらいいるのか疑問です。議会のたびに報告会をしている議員は私は一人か二人しか知りません。後は報告会と称して票を狙った？飲み会が多いです。合同報告会でもいいですから、議会後、必ず開くように条例を作ってください。	条例素案に反映いたしかねます。 理由：議会はこれまで以上に各種団体等との意見交換の場を設け、議員もこれまで以上に議会報告会を開催し、各種団体等及び市民の関心や意見を直接お聞きしながら、議員の政策立案能力を高め、政策提案拡大に努めることを規定しています。効果ある議会としての報告会のあり方については今後検討していくものであります。
9	アイデアポストへ投函	市内に住所がある人	第15条	第15条で議会会派の結成を認めていますが、本当に会派は必要ですか。投票した人はその人そのものに、託したのであり、会派の長老に従うことを望んでいないはずです。 委員会に出たことがあります。議員は会派代表の答を持って参加しているので、委員会そのものの意味がなくなります。これからは請願者の意見も言える委員会になると素案にあります。委員が会派の意見を尊重するのなら何も変わらないと思います。会派にいるかぎり、責任、自立、という意味で育ちづらいと思われ。会派代表で委員会にのぞむ時、その議員が自分の意見を持ち責任持って行動できないなら、会派は百害あって一利無しです。	条例素案に反映いたしかねます。 理由：会派とは、当該議会で共通する政策や考え方を持つ議員の集まりであり、委員会制度を中心に運営される議会においては、基本的政策や理念を共有する議員で構成された会派間の議論が円滑な議会運営に資するものと考えられていることから、本市議会においても会派制をとっております。なお、会派は2人以上の議員で結成しております。
10	Eメール	市内に住所がある人	第15条第3項	「弘前市議会運営申し合わせ事項」が市民には公開されていない。議会ホームページ上に公開するなどその内容について市民に対しきちんと説明した上で意見を求める必要があるのではない。意見を述べるための重要な判断材料の提供が欠落している。必要な情報を提供し、意見募集そのものをやり直すべきである。また、同項について、会派代表者会議については弘前市議会運営申し合わせ事項に定める任意の会議とはせず、弘前市議会会議規則第166条第1項においてきちんと位置付けをした会議とするよう改めるべきである。	ご意見として承ります。 理由：弘前市議会運営申し合わせ事項は、ホームページ掲載に向けて着手いたします。 また、会派代表者会議については、弘前市議会会議規則第166条第1項に規定するべきかについては今後の検討課題とさせていただきます。 さらに、今後のパブリックコメントの募集に当たっては、必要な情報提供に留意してまいります。

番号	応募方法	募集要件	条文	意見	回答
11	Eメール	市内に住所がある人	第16条	「弘前市議会議員全員協議会要綱」についても前記同様議会ホームページ上に公開するなどその内容について市民に対しきちんと説明した上で意見を求める必要があるのではないかと。意見を述べるための重要な判断材料の提供が欠落している。必要な情報を提供し、意見募集そのものをやり直すべきである。	ご意見として承ります。 理由：弘前市議会議員全員協議会要綱は、ホームページ掲載に向けて着手いたします。 また、今後のパブリックコメントの募集に当たっては、必要な情報提供に留意してまいります。
12	アイデアポストへ投函	市内に住所がある人	第17条第2項	「積極的に」→「全面的に」	条例素案に反映いたしかねます。 理由：政務活動費の収支報告書及び会計帳簿の公表については、地方自治法第100条第14項に基づく支給条例で決定すべきであることから、本条例素案の当該条項から「積極的に」の文言を削除したためであります。
13	Eメール	市内に住所がある人	第17条第2項	「政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表し、その用途の透明性を確保するとともに、市民に対し説明責任を果たすものとする。」としているが、これでは説明責任を果たすかどうかは個別議員の裁量にゆだねられることとなりかねない。「透明性の確保」、「説明責任」をいうのであれば、政務活動費の収支報告書及び会計帳簿、支出を裏付ける領収証、旅行を含め、調査した内容については報告書を作成し、これらすべてを収支報告書とともに議長に提出することを義務付けるとともに、弘前市情報公開条例による不開示情報を除いて議会のホームページ上に公開するなどそれらについて市民がいつでも縦覧できるように本条例上も明確にすべきである。	ご意見として承ります。 理由：地方自治法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とし、同条第15項では、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定しております。 したがって、当該条例の施行後、政務活動費の必要性を認識し、交付することとした場合は、その用途や収支報告書等についての協議を経て条例化が図られるものとなります。
14	持参	市内に住所がある人	第18条第5項	議会に対する質問又は要望等の話し合いの場として議会主催の議会懇談会を年1回以上開催する。	ご意見として承ります。 理由：議会が主催する議会報告会については、今後の検討課題とさせていただきます。
15	Eメール	市内に住所がある人	第19条第3項	「議会は、市政課題を広い視点から捉えるため、議員に他の地方公共団体事例等を調査研究する機会を設けるよう努めるものとする。」としているが、これに加えて、これら調査研究を行った場合には報告書の提出を義務付けるとともに議会のホームページ上に公開するなどそれらについて市民がいつでも縦覧できるようにすること。	ご意見として承ります。 理由：行政視察の実施後、一般行政視察の場合は会派の代表者等、常任委員会の場合は委員長から調査内容等を記載した報告書が議長に提出されております。また、視察に係る調査項目については、ひろさき市議会だよりに掲載しており、各公共施設やホームページなどで閲覧することができます。 しかし、ご意見がありました報告書の公開については、今後の検討課題とさせていただきます。

番号	応募方法	募集要件	条文	意見	回答
16	持参	市内に住所がある人	第19条第4項	行政視察は行政改革等が実現出来るか十分な事前調査を行い成果を得られる場合に実施すること。行政視察人員は必要最小限とし、終了後は成果を公表するものとする。	<p>条例素案に反映いたしかねます。</p> <p>理由：会派等の行政視察は、直前の本会議に派遣目的、派遣場所、派遣期間及び派遣議員等を議案として提案し、議決を経て実施しております。また、常任委員会の行政視察は、閉会中の継続審査事件として議決を経て所管事務の調査を実施しております。</p> <p>行政視察の成果としては、各議員が一般質問及び常任委員会等で視察先の事例を披瀝しながら議論を行うなど、議会側からの政策提言等として審議に反映されているものと考えております。</p>
17	Eメール	市内に住所がある人	第23条	<p>①第2項に以下の内容を新たに設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の疑惑や不信を招くおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。 ・市や市が出資している法人、市の施設の指定管理者が行う許可、契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするよう働き掛けをしないこと。 ・職員の人事の公正を害する行為をしないこと。 ・政治活動に関する寄附について、後援会等も含め、批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。 <p>②第3項に「議員が倫理基準に違反した疑いがある場合、市民や議員は調査の請求をすることができる。」との調査権を位置付けること。</p> <p>③また、第4項を設け、前項の調査請求があった場合の審査会設置などについても新たに設けること。</p>	<p>条例素案に反映いたしかねます。</p> <p>理由：①については、第23条は、「政治倫理に関しては、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない」と規定しており、議員は、高い倫理観と深い識見によって行動するよう定めていることから、ご意見については全て包含しているものと考えております。</p> <p>②及び③については、会議規則第148条では、議員の被選挙権の有無又は兼業禁止に該当するかどうかについて議員からの要求を認めており、資格審査特別委員会で決定することとなっております。また、本市議会では、必要に応じて特別委員会を設置して調査している事例がございます。したがって、ご意見については当該条例に照らし、また過去の事例を参考に対応していくものと考えており、特段明記する必要がないものと考えております。</p>
18	アイデアポストへ投函	市内に住所がある人	第25条	議員の報酬を最終的に議員がきめるのは誰が考えてもおかしい。これなども回覧板でアンケートを取って条例案を作り直してください。	<p>条例素案に反映いたしかねます。</p> <p>理由：議員報酬については、同条第2項にもありますように弘前市特別職報酬等審議会の意見を踏まえて提案されているものであり、議会は議事機関として決定しているものと考えております。</p>